

# 防災・県土強靱化対策特別委員会記録

開催日時 平成30年11月28日(水) 10:03~14:45

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

粒谷 友示 委員長

猪奥 美里 副委員長

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

小林 照代 委員

奥山 博康 委員

小泉 米造 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 上田 危機管理監

山田 県土マネジメント部長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 8名

## 議 事

(1) 11月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

### <質疑応答>

○粒谷委員長 それでは、ただいまの説明またはその他の事項を含めて、質問があればご発言願います。

○梶川委員 1つは、台風21号のときに三郷町東信貴ヶ丘の民家の宅地が崩壊したということがございました。これは新聞で見るとは、ざっと1億円の費用が必要で、住民と話し合いがきちっとついたという報道がありました。以前に報告を受けたときは、国、県、町で幾らか公費が使えるものがあるかどうか検討をしてみるという答弁をいただいたことがあったように思うのですが、今回は、きちっと住民の負担でいけるようになったということです。その点を少し聞かせてほしいと思います。

2点目に、斑鳩バイパスの件です。モデル道路が吉田寺の辺でできて、そこから西へ行

って、今、竜田大橋から西和医療センターのところまでの交差点で工事が進んでいるのですが、これは来年3月末までにはほぼ完成するというで聞いているのです。斑鳩町中央公民館のところバイパスに入る道路ができていますが、西和医療センターのところ非常に渋滞が起こるといって、入れないわけ。普通、農業祭は公民館でやるのですが、非常に苦慮して、体育館でやるという形で、不便をしているのです。3月31日を目指して公民館のところをオープンにできるような方向で進行しているのかを聞かせてほしいと思います。

それと、もう一つ、これも道路関係ですが、県道椿井王寺線は非常に狭隘な道路で、大分改良が済んだのですが、用地買収など、まだ全部できていないと思うのです。今どのぐらい進捗しているのか、用地買収はほぼ済んでいるのか聞かせてほしいと思います。

**○松本建築安全推進課長** 三郷町東信貴ヶ丘の台風による宅地崩落の件で、公費で使えるものがあつたかどうかについてお答えいたします。

宅地造成等規制法第16条に宅地の保全等という条文がございます。宅地造成工事規制区域内の宅地所有者、管理者又は占有者は、宅地造成に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならないと書かれているため、現在の法制では、原則として、宅地所有者である住民の方が復旧工事を行うこととなります。住民の方、近鉄、三郷町、工事施工者、ハウスメーカーと関係者が多く、危険な状態を放置できないことから、県は、コーディネーターとしての役割を果たすため、原因究明調査を実施しました。

その結果、自然災害だとわかったため、住民の方が保険を適用できることとなり、住民の方みずから復旧工事を行うとの報告をいただいております。以上でございます。

**○津風呂県土マネジメント部道路政策官** まず、1点目、斑鳩町中央公民館横の道路でございます。これは、町が現在事業実施中の法隆寺線でございます。国道25号と交差している交差点でございます。斑鳩町に確認させていただいたところ、今現在、町と警察におきまして、平成30年度末の供用に向けて、区画線や信号機の設置など、準備を進めていると聞いているところでございます。

次に、県道椿井王寺線の用地の進捗でございます。県道椿井王寺線につきましては、安全で円滑な交通の確保を図るため、椿井交差点から勢野交差点までの1キロメートルの区間を両側歩道2車線道路に拡幅する事業ということで、現在進めているところでございます。この道路の両側には戸別住宅が連続しておりまして、用地買収が必要な件数は約80

件ございます。現在、用地買収を積極的に進めておりまして、昨年度は6件の用地買収が完了いたしました。今年度も2件の地権者と契約が完了しております。さらに、1件の地権者と契約に向けた手続を進めているところでございます。

用地買収の進捗状況でございますが、地権者ベースで約64%となっております。工事も順次進めているところでございます。用地交渉におきましては、移転先の確保ができないとか補償金額にご納得いただけないということで難航する場合もございますが、地権者や地域の方々に十分ご説明させていただきまして、ご理解を得ながら、引き続き精力的に用地買収を進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○梶川委員 よくわかりました。

三郷町の住宅の件ですが、保険が適用されるということで、保険の種類はわかりますか。

○松本建築安全推進課長 火災保険の特約事項でございます。

○梶川委員 はい、わかりました。

造成した会社も今はないし、誰が工事の実態を見てくれるのかといったら、県しかないと思うので、県が管理監督といったらおかしいですが、そういう立場で見ただけのか聞きたいと思います。このたびのような雨では、再発することはないという意味で、強固な構造になるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、斑鳩バイパスはわかりました。県道椿井王寺線は、今までに3名の方が事故で亡くなったり、物損事故はおびただしいほどありました。ブロックでずっと連担してやったから、今のところ事故は多少落ちついているのですが、車の運転が非常におぼつかない高齢者もいるから、もう少し早くしてほしいというのものもあるし、そこに住んでいる人は、ある程度納得して協力していただいてということで、丁寧な説明をしながら買収を進めて、早く完成してほしいと述べて、私の質問を終わりたいと思います。

○松本建築安全推進課長 1点目の工事の管理、監督者の件でございますけれども、関係機関の調整や設計工事の進め方など、県にはこれまで培ったノウハウがあり、復旧がスムーズに進むためにも調整役となる必要があると考えております。また、住民から、県と町に対して復旧に向けての協力依頼文書が届いておりまして、内容といたしましては、詳細設計、復旧工事を依頼する業者の紹介、隣接地所有者である近畿日本鉄道株式会社との調整の、大きく2点がございます。県としても、工事完了までしっかりコーディネートを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の災害に対して再発があるかないかについてでございますけれども、

復旧工法については、土質調査などデータをもとに、安全な工法を採用したと住民の方から聞いております。以上でございます。

○梶川委員 終わりますと言ったのですが、もう一つ確認しておきたかったのですが、宅地造成工事規制区域というブロックが立っているときがあるのですが、この辺が、宅地造成工事規制区域というのは、特別な手続がとられたら宅地開発ができるのかどうか、考え方を聞かせてほしい。

○松本建築安全推進課長 崩壊した三郷の地域は宅地造成工事規制区域に入っております。宅地造成工事規制区域とは、宅地造成に伴い、災害が生じるおそれ大きい市街地または市街地となろうとする土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要がある区域をいいます。その区域に入っておりますと、ある一定の工事、例えば擁壁については、盛り土工事であれば1メートルを超える擁壁を設置した場合であるとか、切り土工事であれば2メートルを以上の擁壁を設置した場合とか、あるいは造成の切り盛り面積が500平方メートルを超えた場合、許可が必要になってきます。そうした場合、法に定める一定の基準に従って審査して、それに適合すれば許可することになってきます。以上でございます。

○梶川委員 これで終わります。

○小林委員 私は、2点についてお尋ねします。

過日の決算審査特別委員会でもお聞きしましたが、県有建築物の耐震化につきまして、平成30年4月現在の県有建築物の耐震化率が90%になっていて、1,892棟中1,698棟になっていると。平成32年度に95%を目指すということでございましたが、まだ、耐震改修の必要なものが86棟、未診断も108棟あるということです。この残っております建物について、どのような耐震化の取り組みをされて、働きかけをされているのか、まずお尋ねいたします。

○松本建築安全推進課長 耐震化の取り組みについてお答えいたします。

県有建築物の耐震化については、奈良県耐震改修促進計画で、耐震化率を平成32年度までに95%以上とすることを目指しております。この目標達成に向けて、県有建築物については、おのおのの施設所管部局に対し耐震化の推進状況の確認を行うとともに、奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会の活動を通じて耐震化の推進を強く働きかけるほか、耐震化に関する相談対応や国の補助制度の紹介などを行っているところでございます。以上でございます。

○小林委員 実は、静岡県などはかなり耐震化が進んでいまして、この前、読んだのですけれども98%を超していると。残っているのは廃屋に近い、ほとんど使われていないようなところだということで、ほぼ全てのところで耐震化が進んでいるということです。平成32年度までに90%から95%を目指すということですが、病院もありますし社会福祉施設もあります。それから、本庁舎、土木事務所、文化会館や美術館など、事務庁舎もあるのですけれども、耐震化の工事を進めるに当たって、非常に時間がかかるのは財政的なことなのか、それとも、施設の事情によって進めにくい状況があるのか、その辺について、お尋ねします。

○松本建築安全推進課長 耐震化の進捗状況がおくれているというご質問についてですが、耐震化改修促進法において、私たちが所管しているのは、民間建築物と県有建築物がごさいます。まず、民間建築物、住宅等でごさいますけれども、どうしても古い建物になってきて、改修を進めるに当たっては、金銭的なこともございましょうし、そういう点がネックになってきていると考えております。

また、県有建築物のおくれについては詳しくは把握しておりませんが、その建築物を使って業務などを行っている関係、それと、改修に当たって費用等もございますので、おくれているのかなと考えております。

○小林委員 ありがとうございます。

民間の場合はそれぞれの事情があると思いますが、県有につきまして、お金の問題でということではなくて安心しているのですが、建物を使用されているから、工事をするとき、いろいろと手だてが要るということでお答えいただきました。その辺のこともありますけれども、95%を目指して、ぜひ促進をしていただきたいと思います。

それと、もう一つは、先日、奈良市の庁舎の耐震化の記事が載っていたのですけれども、熊本地震で宇土市役所が崩れたとか、熊本市市民病院の集中治療室の天井が落ちたということがありまして大変な状況になったのですけれども、市町村有の建物の耐震化については、県としてはどのような働きかけをされているのでしょうか、お尋ねします。

○松本建築安全推進課長 市町村有建築物の耐震化の働きかけについてお答えいたします。

市町村有建築物の耐震化につきましては、奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会、これは県の県有建築物の所管している部局、あるいは民間の建物団体、市町村も入っている協議会でごさいます。毎年2回開催し、建築物の耐震化促進に係る市町村連絡会議を通じて、耐震に関する情報提供とともに、耐震化の推進をお願いしているところでございます。

また、平成28年4月に起こった熊本地震後、同年7月には、県内の耐震化の進んでいない市町村の庁舎が多いことを鑑み、国の交付金を活用することで、特に防災拠点となる庁舎の耐震化が推進されますよう市町村に対して通知しているところでございます。以上でございます。

○**小林委員** 熊本の例がありますように、庁舎を中心として、災害があったときに司令塔になる拠点になりますので、県からもさらに積極的な働きかけをしていただきたいと思いますようお願いしておきます。

もう一点お聞きしたいのは、防災行政無線についてです。災害発生時に、屋外の拡声機から情報を伝える防災無線が何かを言っているのに聞こえない、聞こえるようにしてほしい、とても不安ですと、地域を訪問しましたときに、自宅で夫の介護をしている女性の方から訴えがありました。奈良市の西部地域の住宅地にお住まいの方でした。

奈良市でもこの問題が市議会でも取り上げられまして、市内の無線が未整備の範囲について調査した結果をもとに、施設を拡大する方向という報道がされていたのですけれども、奈良市以外の市町村はどのような状況にあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○**中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）** 防災無線についてのお問い合わせでございます。

防災無線につきましては、屋外スピーカーによる伝達、あるいは戸別の受信機を設置されていたり、いろいろメールでお知らせしたり、FM放送、ツイッター等のSNS、またケーブルテレビなど、地域の特性に応じまして、多様な情報伝達方式をとられているところでございます。以上でございます。

○**小林委員** それでは、県としては、それぞれの特性で情報伝達ができているということで、確認をされているということでもよろしいのでしょうか。要望が出てきているというところは聞いておられませんでしょうか。

○**中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）** 今の奈良市の話もあります。奈良市のほうで聞こえにくいということであれば、そういう無線をより充実されたり、電話をすればその内容が聞ける、ホームページで同じものを流すという工夫もされています。市町村において、いろいろ課題をお持ちですので、そこにつきましては、県がご相談に乗って、実際にどういうやり方がいいというアドバイス等も実施しております。以上でございます。

○**小林委員** わかりました。これで終わります。

○粒谷委員長 ありがとうございます。

暫時休憩させていただきます。

10:37分 休憩

10:48分 再開

○粒谷委員長 それでは、再開いたします。

○川田委員 まず、お聞きしたいのですが、前回の答弁の確認の意味でお聞きしたいのですが、学校保健安全法のこと以前お聞きしておりました。先日も教育委員会の定例会で、我々が提出しておりました請願も否決されたと。その内容を学校支援課長からお聞きしましたら、学校保健安全法及び同法施行令等の施行について、昭和33年6月16日の文部事務次官通達によって、設置者の解釈が委任されているから教育委員会でいいと、このような通達が出ていたということをお聞きしたのです。

ということは、前回は設置者は知事だろうということで審議させていただいていたのですが、すけれど、「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は、当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と、これが学校保健安全法第28条の規定です。ここを学校支援課長の前回のご説明から読みかえれば、当該措置を講ずることができないときは、当該学校の教育委員会に対しその旨を申し出るものとするとなるわけですね。だから、その解釈に反論等はないのですけれども、支障があると認めた場合に、平成22年もそうですし、その後も多くの学校から、校長は第28条の規定による文書を教育委員会に提出されているわけです。ということは、これを遅滞なくやらなければいけないということではないですか。前も確認させていただきましたけれど、予算要求も上がっていなかったということですよ。現地建てかえの要望書は、学校保健安全法第28条の規定で出された文書ということは、開示請求をさせていただきまして、特定された行政文書がこれですから、そこには争いはないわけです。それについて、遅滞なくやっていないという結果になると思うのですが、そこをまずご説明いただけますか。

○中西学校支援課長 まず耐震性が確保できてないので現地での建てかえ等を含めての申し出がございました。これに関しましては、奈良高校の耐震化を図るという意味で、その校地で全面改築するという方法、それから、改修補強、耐震補強の工事をするという、いろいろな手段があると思います。その中であって、奈良高校の場合は全面改築をする場合

に相当の時間がかかるということでございましたので、このたびの適正化計画でもうたわれていますように、平城高校跡地への移転をさせていただいて、その耐震化を図るということでございます。以上です。

○川田委員 学校支援課長、申しわけないですけど、答弁になっていないです。学校保健安全法のお話をさせていただいているわけで、これは、平成22年に出されているわけでしょう。開示請求で公開されましたね。もろもろ、時間がかかった云々というのが今の説明だったのですが、この法律には遅滞なくと示されているわけです。遅滞なくということは、時間的制約が法律で規定されているわけではないですか。法律だから、いろいろなケースが対象としてはありますので、何日以内にやりなさいという書き方は当然立法上はできないですよ。では、何もしなくていいという読み方は絶対はないということです。だけれど、やっていなかったということですね。意思決定もされてるでしょう。

これもきょう調べてきたのですけれど、直ちに、速やかに、そして遅滞なく、順番的にはこうなっています。大阪高裁からも判例が一定示されていまして、ここに書かれているのが、銃刀法の、速やかに届け出なさいという案件ですけれど、ここで全般的に立法上の解釈が示されていまして、立法上事実に基づく定着した一定の約束の慣例が認められるものであると。すなわち、速やかには直ちに、遅滞なくという用語とともに、時間的即時性をあらわすものとして用いられるが、これらは区別して用いられており、その即時性は、最も強いものが直ちにであり、次いで速やかに、さらに遅滞なくの順に弱まっており、遅滞なくは、正当または合理的な理由による遅滞は許容されるものと解されているということです。耐震補強ということですから、今聞いたから、では来月にすぐできますということでは当然ないので、ある程度弱目の法律用語が使われていると。

だけれど、これはほとんど何もやっていなかったということで、違法ではないですか。許容範囲を完全に超えているということです。立法趣旨、要求される行為の直接の目的、性質、方式等によって合理的に考えられるべきであって、作為または不作為を命じる場合に、確定期限による定めのみで全ての場合に対処することは複雑、多岐にわたると。社会生活事象に照らせば、現実不可能、不適當であることは明らかである。これの後ずらずらっとあるのですけれど。結局、それを無視したらだめですということが書いてあるわけです。その点についてはっきりさせてください。検討に何年もかかるわけではないではないですか。それをお答えください。

○中西学校支援課長 遅滞なくでございますので、その点は意識をして進めるべきであっ

たと思いますが、先ほど申し上げましたけれども、奈良高校については、耐震補強ではなく改築等が必要でございましたので、その検討をしていたというところがございます。結果的にこれだけの時間がかかっているという点では、他の改築で対応すべき学校もまだございますけれども、相当の時間がかかっているところがございます。以上です。

**○川田委員** 検討内容は、学校打ち合わせ記録も全て開示請求で出てきているわけですか。ということは、検討していないではないですか。虚偽の答弁ですか。コンサルに相談に出されたのは平成27年3月にやっと、それも基礎中の基礎ですね。そこまで何もやっていないではないですか。それを今答弁では、検討に時間がかかったとおっしゃいましたね。それは虚偽の答弁ではないですか、いかがですか。

**○中西学校支援課長** 全面改築ができるかどうか、現地でもそういう建てかえができるかどうか、それまでもいろいろ改築、あるいは補強について事務的な検討はしていた、それが学校との打ち合わせ記録にも出ております。平成27年度の改築ができるかどうかの結果をもって、その後の検討はどうかと言いましたら、先ほど申し上げましたように、適正化の結果を見て、それに合わせた形での対応をしていくということで、今の状態になっているということがございます。

**○川田委員** 学校支援課長の説明はつじつまが合っていないのです。平成19年に耐震診断をしたのでしょうか。平成22年にコンクリート強度も検査していますよね。検査書では、北側の校舎についてはコンクリート強度が13.5ニュートン以下であったということで、改築しか無理だという結論が出ているわけです。それは記録簿にも書いていますよね。平成22年度のときに学校からは、教育委員会に文書を出しているわけではないですか。その文書が、学校保健安全法第28条の文書だとおっしゃっていたのは学校支援課でしょうか。だから、平成22年度から平成27年度、5年間です。

きょうは、奈良高校のお母さんたちもたくさん来ていらっしゃるのでも、明らかにしていきたいですが、コンクリート強度は、その時点でも完全に供用期間が切れているわけでしょう。国の基準に照らし合わせましたら、解体及び撤去をしなければいけないわけですよ。そういった状態にあるにもかかわらず、ずっと放置されていたというのが現実ではないですか。それを検討しましたとか言うけれども、それは詭弁としか言いようがないのです。

きょうもテレビ局に来ていただいていますけれども、先日から教育委員会の耐震事業に関するずさんさに関しては全国的な問題になってきています。この期に及んで、なぜそういったつくったような答弁をされるのですか。もう少し正直な行政でやってくださいよ、今

議論しているのですから。

○吉田教育長 学校からそういった要請がございました場合には、適切に、速やかに対応すべきだと確かに思います。しかし、例えば、私が知っている限りでは、高田高校からも建てかえの要請がございました。奈良高校の場合も、これは現地の建てかえが困難であるということで、他の場所での建てかえ等の意見も、校長から聞いております。学校から申し出があった場合に、速やかということも必要はあると思いますが、その当時、特別支援学校の耐震を早期にすべきであるという判断がなされていると思います。特別支援学校の耐震を100%にすることを優先されていたと思います。その後、耐震診断が平成22年に行われました。それから耐震の集中期間として、平成25年度から平成29年度までに耐震補強を実施するという方向性を事務局で定めたわけでございます。改築を優先すべきであったのではないかとのご意見は、確かにそういった考え方をとるべきであったろうと思います。ただ、過去にこの要望があったから、その要望に速やかに対応せよと言われても、耐震の工事全体は長期間にわたって何棟も、何百棟もございますので、それを優先的に、どういう耐震工事を教育委員会として実施したかということでございます。

○川田委員 もう何回も県教育委員会に耐震を万全にやってほしいという請願を上げたり、それが通る通らないという問題よりも、このようなものはやっていくのは当たり前の問題ですから、その委員がどのような審議をするのかを確認したかったわけですよ。ところが、定例会においても真っ当な意見の交換は、ほとんどないですよ。私らも素人ですけど、本を読んだり、いろいろな人に話を聞いたり、専門家に聞いたりしている中で、疑問点はいっぱい出てくるではないですか。だけれど、そのような安易な形で決められていた。今、耐震補強が平成25年度から平成29年度がどうのこうのと言うけれど、これに関しても、ガイドライン違反がはっきりしているわけでしょう。ガイドラインではI s値が0.3以下とか、コンクリート強度が13.5以下であれば、耐震計画に基づかずに早急にやりなさいとなっているではないですか。それを守っていないわけでしょう。それは県教育委員会の理屈ではないですか。我々も保護者の皆さんともお話しさせてもらいますけれど、今回のケースでも、1学年、2学年をどこに移す、また帰ってくる。これは、学業を行う教育環境としては非常に悪いのではないですか。解体及び撤去しなければいけない施設であれば、本来、子どもを預かったらだめではないですか。募集停止をしなければいけないような問題でしょう。だけれど、ことしも募集はとる。行政法の中で、一番上位に来なければ

ばいけないのが人の生命の保護ではないですか。学校とも話しをしていましたけれど、特別教室がどうのこうのと言うのだったら、一日も早くそういった環境を今までに整備しとかなければいけなかったのではないかという話をしているわけです。

今、何の話しをしているかといったら、学校保健安全法第28条で遅滞なくと、時間的制限も何月何日までにとは書いていませんけれど、即効性が求められている条文が入っているわけです。検討どうのこうのという説明は少し合わないのではないのですか。やっていなかったのが現実なので、違法行為をやっていたという話になるではないですか。ここには、争いは何もないでしょう。その確認だけを今やっているわけです。その答弁をお願いします。

**○吉田教育長** 私が平成26年度に就任させていただいて、平成25年度から平成29年度の耐震の集中期間というものに対して縛られていたということは反省すべきであると思います。そのときに、平成26年度に改築すべき6校についての対応策を速やかにやるべきだとおっしゃっていると思います。速やかにやるという方法もございますけれども、生徒減少が非常に大きいということも文教くらし委員会でも説明をさせていただいております。生徒の減少に対してどのように対応していくのか、奈良県の教育の質をどのように向上させるのかということも一方で考える必要がございます。どちらを先にすべきかということが、この時期になりますと、例えば奈良高校を同規模の9クラスで改築をするのか、改築をする学校をどの程度の規模にするのかということは、適正化の中で検討をしてみましたのでございます。そこはご理解いただきたいと思います。

**○川田委員** いやいや、理解できないですよ。つじつまが合っていないですから。今までの答弁を振り返ったら、適正化計画は、今、教育長がご答弁なさった内容によって、やらなければいけない、人口減少があると。だけれど、今の小学校2年生の子どもが、あと10年後ぐらいに高校生になってくるわけでしょう。それは、既存の数値ではないですか。前からわかっているではないですか。住民基本台帳から全部あるのですから、それはわかっている話ですよ。何故そこにこじつけて、持ってきたのだ、どうのこうのと言うけれど、実際に人口が減るのは10年先ですよ。今回の再編計画は3年先の話ではないですか。今までの説明からそこがもう完全に崩れているのですよ。

そういった状況の中で、適正化計画をやっていて、たまたま平城高校があいたから奈良高校をそこに移すと答弁されていましたが、いかがですか。

**○吉田教育長** これは文教くらし委員会でお答えをさせていただきます。

○粒谷委員長 所管外ということで。

○川田委員 いやいや、これは耐震の関係だからやってくださいよ。

これは完全に奈良高校の耐震の問題に大きく関係しているではないですか。平城高校がたまたまあいたから、奈良高校をそちらに移すとおっしゃっていましたね。

○吉田教育長 これは平成16年度の再編計画というものを検証しながら進めているものでございます。したがって、たまたまあいたというのではなくて、北部の3校で減少対応をしなければならないという必要性の中で、新しい学校を2校つくる。そしたら、あく学校はできる。あく学校ができたときに、耐震の改築をするのか、あく学校に移すのかということでございます。

○川田委員 その答弁でいいですよ。だから、今の理論でいったら、平城高校があいたと、奈良高校が、喫緊の耐震の問題があると。では、今から改築をやったほうが早いのか、こちらに移したほうが早いのか、それで移すようになった。この解釈でよろしいですね。

○吉田教育長 北部の3校を2校するという中で、耐震改築をするケースと、来年、再来年に9クラス程度の規模の生徒減少が起こりますので、その生徒減少に合わせるということで、当然移すほうが早いということでございます。

○川田委員 少し解釈だけ整理したいのですが、生徒減少によって、北部の3校を2校にする必要があったと。だから1校をあけた。それが今回の平城高校の閉校という結果になったと。だから、耐震の問題と学校再編の問題は分離して考えたらいいのでしょうか。

○吉田教育長 3校が閉校になったと。

○川田委員 3校閉校になったけれども、事実上、校舎として使わないのが平城高校ということですね。それご答弁お願いします。

○吉田教育長 3校は閉校になったということでございます。

○粒谷委員長 あまり所管外に踏み込まないでください。

○川田委員 いや、これは耐震の問題です。

○粒谷委員長 はい。

○川田委員 だから、3校が閉校になったと。校舎は使わないとなったのが平城高校ということですね。ご答弁お願いします。

○吉田教育長 そういうことでございます。

○川田委員 わかりました。

次に行きます。指定避難所の奈良高校の体育館もI s値が0.05ということで、非常

に数値が悪い状態で放置されていたと。前に、教育長にもご答弁いただきましたけども、これも補強工事をするつもりだったが、ストップされましたね。奈良市が指定避難所の指定を解除されて、行政指導も出されましたよね。

これについて、平成29年10月の決算審査特別委員会で、避難所のことも私が指摘しているのではないですか。なぜ数値のよいほうから改善しているのだと、数値の悪いほうからやっていくのが当然ではないかと言って、予算要求をしておけばよかったと、やっていなかったのが悪かったと反省の弁も述べられているのですよ。私は、奈良高校のIs値も全部、校舎棟ごとに上げて指摘させてもらっているのですよ。避難所のことも指摘させてもらっているのですよ。だから、この間の学校支援課長が言われた答弁と合わないではないですか。これも虚偽の答弁なのですか。奈良高校については、2年ぐらい前から言っていたはずですよ。全然進まないから、去年も言っているわけですよ。だからそのときに認識されていたのではないですか。認識しているのに、奈良市から緊急的に指定避難所の指定を解除されるまで放置されていたわけでしょう。保護者にもそういった旨も全然連絡もしていない。これだけ危険な状態だと知ったから今、保護者の心配なされている声はどんどん出てきているのではないですか。知らなかったら、そのままずるずると行っている可能性もあるのですよ。これについては総括してください。

○中西学校支援課長 体育館については、学校を一体的に改築するの点という点で、適正化の結果を踏まえて対応したいということで、予算要求もしていなかったということでございます。以上です。

○川田委員 言ってる論点が全く違うのですよ。2次避難所に指定されていたということで、奈良市に行ってきたというお話もさせてもらいましたよね。行ったら、奈良市は数値も知らなかった。これはだめだということで、すぐに市長まで上がって、市長もこれはだめだということで指定を解除されたわけですよ。だけれど、それは、みずから解除しないとだめではないですか。学校と奈良市で協定書を交わしているのではないですか。奈良市で文書を見せてもらったのです。コピーまでもらっていないけれど、見せてくれました。

この間の答弁と合わないから、今言わせてもらっているのですよ。答弁は大事ではないですか。その都度その都度、今だけ乗り切ったらいいという答弁をされていたら、答弁は後の公文書ですから。安易な答弁をしてもらったらいけない。

そうでしょう、学校支援課長。

○中西学校支援課長 Is値が0.05と低いところを奈良市に隠していたのかというご

指摘だと思います。

○川田委員 いや、違う、そのようなことは言っていない。

○中西学校支援課長 それをどのように認識して、どのように奈良市に対して対応していたかというご指摘だと捉えています。

○川田委員 もう一度整理して言います。去年指摘したときに、避難所に指定されていることがわかっていました。Is値が0.05ということは、平成19年に教育委員会はわかっているわけでしょう。政令で決まっている基準からいったら、思いっきり外れているわけでしょう。わかっていたけれど、災害対策基本法の内容がなくてそのまま放置していた。テレビ報道を大きくやっていただいたから、保護者もそのニュースを見て、指定を解除された、どういうことだと初めて驚きを持って聞かれているわけでしょう。だけれど、学校支援課長は1年前に知っていたわけではないですか。私の質疑に対して答弁をされているではないですか。だから、聞いている意味は、なぜわかった時点で速やかにやらないのか、直ちにやらないといけないでしょう。法律用語でいったら直ちにやらなければいけないのに、なぜ放置していたのかということを知っているわけですね。前回の答弁と食い違うから、きょうはきちんとした答弁を残していただきたいという意味で聞いています。

○吉田教育長 体育館の補強の予算要求を平成28年度にするかどうかということは私の指示でございます。奈良高校の改築をその場ではできないということで進んでおりました。例えば奈良工業高校の跡地に改築することは可能であるとか、そのような案も出ていたわけでございます。ですから、体育館の補強をとめさせていただいたのは、奈良高校の耐震を、全体を全てきちっとすべきであるという思いで、まずは工事がどれぐらいかかるか、コンサルに相談させていただきました。そのときに私が、やはり体育館に対する補強をできなかったということで、きちっと奈良市に伝えるべきであったと思っています。

○川田委員 私が言ったのは去年ですよ。平成29年の10月に、この悪い数値で避難所に指定されているでしょうと。これでいいのですかということをご指摘しているわけですよ。誰も、平成27年の話しはしていません。

聞いていることに答えていただきたいのです。私は、平成29年10月に避難所指定されているのではないかと。そのまま放置されていたのも事実ではないですか。そのことを聞いているのです。平成29年10月に指摘していたのに、なぜ1年間放ったらかしにしていたのだと聞いているわけですね。

○吉田教育長 私が言いたいのは、そのときにきちっと私のほうから奈良市に指示を出し

て、避難所の解除を検討していただければ、今のこともなかったのではないかという反省点を述べているわけでございます。

○川田委員 放置していたことは事実ですから、やっていなかったと認めるしかないと思うのです。

次、奈良高校の関連で具体的に入っていきます。補正予算書の中で、約14億円が債務負担行為として組まれていると。今年度執行分で、補正予算書の22ページの高等学校耐震化事業費ですけれど、委託料が2,300万円、使用料及び賃借料が900万円、工事請負費が2,640万円。これの詳細を教えてくださいませんか。

○中西学校支援課長 工事までの応急対応ということで、まず仮設校舎を設置すると。Is値が0.3未満の建物について、学校内の他の教室とか運用で対応して使用を中止することができるものもありますし、そうでないものもあるということで、その場合は仮設校舎をまず建てようということで要求をさせていただいております。仮設校舎の設置に10億5,100万円が必要でございます。

○川田委員 22ページを聞いているのですよ。

今お聞きしましたら、まだ資料が回っていないということです。今もっていない資料を見ろと言っても無理ですから聞きますけれど、2,300万円の委託料は何の委託料でしょうか。

○粒谷委員長 答弁できますか。

○中西学校支援課長 委託料ですけれども、まず仮設校舎の設計費でございます。それが1,000万円。それから、旧城内高校へ一時避難的に移動していただくための移転費が1,600万円でございます。

○川田委員 大まかでいいです。

○中西学校支援課長 賃借料といいますのは仮設校舎ですけれども、これはリースでございます。賃借料については、仮設設置のためのリース料でございます。

○川田委員 大体わかりました。工事請負費の2,600万円は、それらをつくるお金という解釈でよろしいですか。

○中西学校支援課長 これはちょっと具体的な話になりますけれども、耐震補強で工事をする部分で、前倒しで実施をしていく部分もございまして、これが2,600万円ということでございます。これは奈良高校ではございません。

○川田委員 わかりました。大体、もう一回整理すると、プレハブの設計費で1,000

万円、旧城内高校への移転費が1,000万円、あと使用料及び賃借料が仮設リース料だと。あとは、別の高校ですけれど、前倒しの工事の分であるということですね、わかりました。

今回、債務負担行為も約14億円、ことしに予算化するけれども、来年度に送るというものです。来年使うめどが決まったから、当然、債務負担行為を組まないといけません。これは適正な手続だと思うのですが、このうちの県債補正ということで、高等学校建設事業は補正後で若干ふえているだけですか。

○中西学校支援課長 この債務負担行為の14億円のうち県債は3億7,900万円、一般財源が10億2,900万円でございます。

○川田委員 この県債は、社会資本整備交付金や緊急防災・減災事業債といったものの利用もあるわけですか。

○中西学校支援課長 ここの県債というのは緊急防災・減災事業債ということです。

○川田委員 緊急防災・減災事業債。

○中西学校支援課長 緊急防災・減災事業債でございます。改築の前倒しも含めて緊急防災・減災事業債でございます。仮設については、県債はあたっていません。

○川田委員 わかりました。

改築に係るお金は緊急防災・減災事業債を使われるということですね。今、緊急防災・減災事業債だったら、100%充当で約7割ぐらいいは交付税で戻ってくるのですよね。

○中西学校支援課長 充当率100%で今年度の元利償還で7割が交付税措置されるということでございます。

○川田委員 聞きたかったのは、緊急防災・減災事業債が使えるのでしょうか。奈良高校は、なぜ緊急防災・減災事業債をずっと使わないのですか。緊急防災・減災事業債が使えるのだったら使ったらいいではないですか、改築でしょう。

忙しい時期なので、あまりたくさんかけたら申しわけないと思って、ポイントを絞って開示請求をさせてもらったのですけれど、耐震などで緊急防災・減災事業債を使っておられるけれど、改築も使えるではないですか。今、100%充当の7割でしょう。今来られている一般の方はわかりにくいと思うのですけれど、1億円を10回払いで借金したら、毎年1,000万円プラス金利を払っていくわけではないですか。毎年払うときに、国から7割ぐらいいお金をくれるのですよ。1,000万円を返すのに、700万円は国がくれるわけです。だから、300万円を返すだけでいいというシステムなのですよね。でした

ら、改築も大丈夫だったのではないのですか。ただやっていなかっただけの話でしょう。いかがですか。

○中西学校支援課長 財政面ではそういうようなことになります。あとは、その改築をするかしないかの判断でございますので、改築はしないという判断でございます。

○川田委員 次にいきますけれど、補正予算の内容を話しさせていただきましたね。今回補正予算が14億円上がってきたけれど、数カ月前に奈良高校の耐震を至急やってほしいという請願も教育委員会へ上げているけれども、それも全部不採択ですよ。不採択ということは、やらないということでしょう。やらないと言っているのをやっているのでしょうか。これはどういうことですか、意味がわからないのですよ。あれだけきっちり法的なものも書いて出しているのに、全然審議もしてくれないではないですか。陳述を求めているのに、奈良県教育委員会は陳述すらさせてくれないではないですか。内容が合っていればいいけれど、全然違う内容で審議されているではないですか。ということは、意味がわかっておられないということでしょう。陳述で聞けばいいだけの話と違うのですか。

県教育委員会は陳述すらさせてくれない。きょうもテレビが入っているから、全国に広まってほしいと思うのですけれど、どうなのですか。この間も奈良高校の耐震を至急やってほしい、生徒や教員の皆さんの命にかかわることでもあるし、非常に危険だと。

誰が言われたのか忘れましたが、そのようなことは急にできないとか。急にできないというのは、今まで放置していたからそうなっているだけの話です。その点形骸化というのか、法律事項を守っていないところもありますし、きょうたまたまこの委員会があるから聞こうと思っていたのですけれど、どうですか、教育長。

○吉田教育長 今資料を持っておりませんが、川田委員は全ての請願に対して陳述をさせてほしいということでございますけれども、教育委員会の陳情規定がございますので、その規定にのっとり、必要があるならば陳述をしていただくというお答えをしているわけでございます。その必要性は教育委員会で判断するわけでございます、必要性がないということで陳述をしていただいていない。必要性があれば、また陳述をお願いするということです。

○川田委員 いや、規定はわかっているのですけれど、請願をしているのですよ。だから、陳述を聞かないと内容が明確にわからない、審議できないというときに使う規定ではないのですか。私らは、この1面では書き切れない部分があるし、細かい内容まで100ページぐらいつくってきたらいいわけですか。そのような請願は普通はないでしょう。失礼では

ないですか。だから、足りない部分は口頭で説明しようということで請願しているわけではないですか。私らは、憲法第16条の規定で請願を出しているわけです。規定ごときが憲法を超えられるわけがないではないですか。企画管理室に話しをしていたら、請願ですねとなっていたのに、また途中で変わっているわけですよ。大体、陳述ぐらいさせない委員会はないですよ。言論を封鎖するという教育委員会は絶対にあり得ない。必要ないというのだったら、間違った審議をしないでください。よろしく願いしておきます。それは要望にしておきます。

次に行きますけれど、生駒市で説明会をお開きになって、中西学校支援課長と誰かが行っておられました。そのときに県教育委員会から定例会資料をいただいたのです。そこに奈良高校の保護者の意見がついていましたが、これの対応はどのように今とられているのですか。この補正予算が出てきているので聞いているのですけれど。

**○中西学校支援課長** 奈良高校の保護者の皆様から多くの要望等をその場でいただきました。これまでの教育委員会の取り組みについてのご指摘もありましたし、仮設校舎を一日も早く設置してほしいという要望もございました。それから、旧城内高校への学舎利用も検討していることを申し上げておりましたので、それに対してのご意見がございました。3学年一緒に移れる場所を探してほしいという具体的なご意見もございました。仮設校舎については、できるだけ早くつくってほしいと言われましたので、できるだけ努力はしてまいりたいと考えてございます。それから旧城内高校の学舎利用につきましても、一緒に移れる場所をとということでございましたけども、それはほかも当たりましたけども、3学年を同時に使用できるようなあき校舎はございませんでしたので、旧城内高校の一部に移るといって考えさせていただきました。それから、現校舎の利用についても、非常に老朽化も進んでいるというところもございました。老朽化につきましては、本当に日々の維持管理の問題でございますので、今後しっかりやっていきたいと考えてございます。それから、I s 値の低い建物を使うのをやめてほしいということもございました。それにつきましても、このたびの対応としましては、地震の診断に対して倒壊または崩壊の危険性が非常に高いというI s 値が0.3未満の建物をまずは緊急的に対応させていただきたいということで、仮設校舎といった対応をさせていただいているところでございます。0.7未満の校舎についても、耐震化を図っていかねばならない校舎でございますので、今後改築、補修等で対応していくのが全体の計画でございます。その中であって、繰り返になりますけども、奈良高校につきましても改築ではなく、平城高校の跡地に移転とい

う形で対応をさせていただきたいということでございます。

非常にたくさんのご意見をいただいております、可能な限りの対応をさせていただいたつもりではおります。以上です。

○川田委員 いっぱいあるので、今の説明だけではわからないのですが、一番大きなところ、今回、知事から要請が出た内容は何だったのですか。

法務文書課長、お答えいただけますか、どういう内容だったのか。

○浅見法務文書課長 知事から教育委員会への要請についてでございますが、本年9月25日に教育委員会に対しまして、次の要請を行ってございます。本日、配付されてございます資料の中の、1、要請内容のところに記載がございますけれども、県立高校の建築物が適切に管理され、生徒・教職員等の安全が確保されるよう、以下の確認、検討を行い、その結果を報告してほしいと。1つ目、現時点で耐震対策が未完了の県立高校の建築物について、地震に対する構造耐力上の安全性の再確認。2つ目、地震に対する安全確保のためのさらなる措置の検討ということで、具体的には、近隣代替施設の利用や施設利用の見直しなど管理運用面の工夫、あるいは補強・補修工事などということで要請をしております。

○川田委員 ありがとうございます。

今、るる述べていただいたとおりですよ。この内容からいきましたら、きょうの資料はまだ見ていなかったのですが、耐震が未完了の奈良県の高校の建築物について、地震に対する構造耐力上の安全性の再確認ですよ。今回、奈良高校に限って言っていますけれど、正門を入った一番手前の本校舎は平成19年の数値でI s値が0.32ではないですか。既存のデータも全部あったと思うのだけれど、今回、平成19年の数字を使って、いいですよ、だめですよと、やられたということですか。いかがですか。

○中西学校支援課長 耐震診断につきましては、平成19年の耐震診断結果をもって検討させていただきました。以上です。

○川田委員 前から指摘もさせていただいているのですが、約10年前の数値ですよ。コンクリート強度の中性化が進むとか、いろいろと問題があるわけではないですか、構造部材の劣化はあるわけでしょう。どのような考え方をしたら、10年前の数値をそのまま使って、これは大丈夫だとか大丈夫でないと言えるのか、言えないでしょう。

せっかく今回こういう問題になって、知事が予算をつけるとおっしゃってくれているわけではないですか。きっちりやらなければいけないのに、なぜそんな中途半端なところで、

I s 値が 0.3 ならだめだけれども、0.32 ならいいと、どのような基準で出てくるのですか。

今、保護者の方からも聞きました、学校支援課に電話して問い合わせもあったはずですが。文部科学省や国土交通省が示してる I s 値が 0.3 未満の建物は震度 6 強以上の地震の場合に崩壊しやすい、そういう一応目安みたいなものも出しているけれども、あくまでも過去の地震の統計を集めて、この辺の水準だったら、こういうケースが多かったという事例を示してるだけでしょう。I s 値が 0.5 でも潰れているものもいっぱいあるし、現実には、崩壊しているものもあるではないですか。だから、地震の揺れ方というのは、来てみないとわからないのですよ。揺れ方によって全然違うから、一概に安全だとか安全でないということは言えないのです。それを今回の県教育委員会のこの内容を見ていたら、10 年前に 0.32 だったのでしょ。コンクリート強度の劣化とか云々を考えた場合、現実には 0.3 を下回っているのではないですか。

きのう学校に電話をして聞いたのです。特別教室などは、どう使うのですかと。学級ルームなどには使わないようにしようと考えているとおっしゃっていたけれど、特別教室も使うと言っているではないですか。教員もそうでしょう。この間、労働安全衛生法の話もさせてもらいましたけれど、ここまで言われていて、劣悪な環境のもとで、まだ放置するという意味ですか。そこの根拠を説明してください。なぜ安全と言えるのか。もう一回念押しをしておきますけれど、10 年前からわかっている数字でここまで放置しているわけでしょう。それに基づいた答弁をお願いします。

○中西学校支援課長 I s 値が 0.3 以上、0.7 未満の建物について、安全とは申し上げられません。安全性が確保できていないので耐震化を図るということでございます。その中であって、0.3 未満の危険性が高いものについては緊急の対応をさせていただくということでございます。

そして、10 年前の耐震診断結果をもって、それで大丈夫なのかというご指摘でございますけれども、耐震改修支援センターのホームページにも掲載されておりますけれども、過去に実施された耐震診断についても有効であるとされております。あと、国のほうにも確認をしたところ、10 年前の耐震診断結果でも補助を使っていと。ただ、10 年を経過したようなものについては、それぞれの自治体の判断でお願いしたいということで、結局、基準というものはございませんでした。以上でございます。

○川田委員 それは、だめですよ。国が言っているのは、最終的には、地方公共団体が決

めなさいとなっている。これは憲法第92条に地方自治の本旨が書かれてるわけではないですか。国は最後に、そこを言うのですよ、決めていただくものだ。そのことをおっしゃっていると思いますよ。

基準がないなら、何でもいいということですね。テレビ局の皆さん、県教育委員会の感覚はそういうことですわ。地方公共団体が決めるから、基準も関係なしに、何でも好き放題やっていいということですね、今の答弁だったら。そういうことですね。

○中西学校支援課長 おおむね10年を経過しているものの取り扱いについては、それを使っていいということをお聞きしておりますので、それを使ったということでもあります。

○川田委員 それを使っていいかいけないかを聞いたら、その部分については使っていいと言うのですよ。だけれど、それだけで判断できないでしょう。その1点だけを聞いたら。

例えば、ドアを改築しようと、もうぼろぼろだと、出入りも危ない。ドアを今度交換しましょうということで交換したけれど、この取っ手は昔から気に入っていると。これだけ使っていいですか、いいですよ、そのような話ですよ。コンクリート強度は検査したのですね。国は、コンクリート強度も10年前の数値を使っていいと言っているのですか、どうですか。

○中西学校支援課長 コンクリート強度については、耐震診断判定のときにも加味されている問題でございますので、同様のことだと理解しております。コンクリート強度を取り出して、10年経過したものを使っていいかという指示をされたものはございません。ですが、先ほどの耐震診断の時点でコンクリート強度も調べておりますので、そこに含まれているということでございます。コンクリート強度の数値の有効性については以上でございます。

○川田委員 コンクリート強度は、間違いなく経年劣化するのですよ。10年前の数値を使っていいと国がおっしゃたということですね。国の担当者の名前を教えてください、誰が言われたか。

○中西学校支援課長 今申し上げましたのは、コンクリート強度の経年の有効性について示されたものはございませんということでございます。ただ、耐震診断結果は10年前にも使われておりますので、その中にコンクリート強度の、その当時の情報が入っておりますので、同様の扱いをこちらはさせていただいたということをお知らせいたします。

○川田委員 その答えだったら、間違ったということではないのですか。経年劣化していくのは理解しているわけでしょう。コンクリート強度は、計画供用期間も定められている

ではないですか。この間、一般的に日本建築学会などからいろいろ公表もされていますけれど、大体3ニュートン下がれば、計画供用期間が17.5年下がるわけでしょう。ということは、10年前から1.5ニュートンぐらい下がっているわけですよ。今の答弁からいったら、耐震診断したときのその数値がそこに入っているわけでしょう。数字が変わっているではないですか。なぜいいわけがあるのですか。

法律の解釈云々だったら、多数決で決めたりすることはあるかもしれない。だけれど、このようなものは算数の世界ではないですか。算数の世界に、みんながいいと言っているからいいとか、そういうことはあり得ないです。答えは1つしかないのだから。そういうことでしょう。

それは、国の誰が言ったのですか、はっきりさせてくださいよ。誰がそういう回答をしたのか、文書でされているのでしょうか。文書を出してください。国がいいと言ってますと、いつも聞くけれど、調べたら、ないときもあるではないですか。今回、子どもの命がかかっている大事なことです。だから、それを明確に出してください、今ご答弁なされたのだから。国の回答の仕方も、質問の仕方にもよりますから。前にどこかであったのですよ。全然違う聞き方をされていて、答えだけ見て、こう言っていますというのがあったのですよ。だから、全部チェックさせてください、午後から。

**○中西学校支援課長** 申し上げておりますのは、コンクリート強度の劣化に関してその指示を仰いだわけではございません。10年前の耐震診断判定の数値を使ってもいいかを口頭で確認させていただいたということでございます。

それと、コンクリート強度と耐用年数のことでございますけれども、もともとコンクリート強度は、建物耐用性の仕様としましては、日本建築学会の建築工事標準仕様書の中で決められております。これはいわゆる建築時に、この建物は何年持たず計画にするかといったときに設定されるコンクリート強度で、施工に用いるコンクリート強度が幾らのものを使う必要があるということが示されたものでございます。ですけれども、それはその後の経年によってコンクリート強度が落ちた場合の耐用年数はどうかという指標はございませんでした。コンクリート強度につきましては、経年によってどういう状況になるかということで、必ずしも劣化するわけではない、劣化しない面もあるということでございます。一概には言えないと思います。以上です。

**○川田委員** もういいですよ、そういう答弁。ひび割れもいっぱいしているではないですか、本校舎も誰が見ても完全に劣化しているではないですか。その理屈でいくのだったら、

検査したらいいではないですか。検査していないのでしょうか。

委員長、休憩に入りますよね。

○粒谷委員長 行けるなら行ってしまわないと、昼から理事者が別の委員会とバッティングするので。

続けてやってください。

○川田委員 そうしたら、今、国に電話で問い合わせたと言っていたでしょう。問い合わせた内容と、省庁、担当の方を全部出してください。

○中西学校支援課長 繰り返しになりますけれども、先ほど国のほうに確認したというのは、耐震診断の判定をそのまま10年使ってもいいかという点でございます。コンクリート強度については確認はしておりません。10年前の耐震診断判定を使ってもいいかというのを口頭で国に確認させていただいたと。

○川田委員 だから、今おっしゃった答弁の内容を聞かれたのは、省庁がどこで、担当の方が誰なのかを教えてください。

○粒谷委員長 中西学校支援課長、後日でも結構でございますので。今わからないでしょう。

○中西学校支援課長 確認をして報告させていただきます。

○川田委員 重要なところなので、委員会の時間内で調べていただいて、メモか何か回していただいたら、後で答弁できると思う。昼休みがあると思っていたので、その間に、お願いしようと思っていたのですけれど、このまま行くということなので行きます。

そしたら、耐震設計はありますよね。設計をするということは、教育委員会としては補強するという意思決定をしているわけでしょう。教育委員会会議に諮って予算を上げていくわけでしょう。それを執行しているわけだから、やらないといけないではないですか。なぜ補強しないのですか。補強できるから実施設計までやっておられるわけでしょう。開示請求をかけて、全部の設計書をもっているのです。思っきり矛盾していると思うのですけれど。

保護者の皆さんも聞いていただきたい。平成23年に設計をやっているのです。何の都合で勝手に変えているのですか。議会に諮って、予算を通して、お金がついたから設計をしているわけでしょう。何を勝手に変えているのですか、そのようなことはできないでしょう。財務会計上の問題からいってもできないのところがうのですか。いかがですか。

○中西学校支援課長 南棟の普通管理棟と屋内運動体育館でございますけれども、平成2

2年度の予算で設計を実施しております。その後、学校からも南館を一体的に改築をという要望もございましたので、その点でこの部分だけの耐震補強が進んでいないということでございます。体育館については、先ほど申し上げたとおりでございます。以上です。

○川田委員 それは事実と違うのですよ。北側校舎も当初は設計をやろうとしていたわけでしょう。実施設計までやろうとしていたのです。開示された文書にも書いてあるのですよ。結局、思っていたよりコンクリート強度がなかったということで、国の基準の13.5以下になっていて、耐震のガイドラインもありますから、これは補強できないと、その2つは急遽中止になっているわけではないですか。格技場と体育館と、この南側の本校舎は設計をやりましょうと意思決定しているわけですよ。なぜ後で勝手に変えるのですか。意思決定しているではないですか。

予算執行して、成果物までもらっているわけでしょう。何なのですか、県民のお金だからいいかげんにやっているのですか。これは大問題だと思うのです、答弁してください。

○中西学校支援課長 設計を実施して、北側校舎については改築で対応はできないと。改築に関しましても既に実施しました耐震補強の設計の部分、建物についても一体的に改築をしなければならないということは、学校の要望も踏まえて進めたということでございます。

○川田委員 学校の要望があるのであれば、もっと早く改築が進んでいるではないですか。今聞いているのは財務会計上の行為として、県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定によって、県教育委員会は委員会で決議をし、予算提案をして、県議会を通して予算がついているわけではないですか、そうでしょうか。このようなものは事務局の判断でできることではないのです。なぜ事務局の判断でとめられるのですか。少しまともな答弁をください。

やはり休憩を入れないといけないと思うのです。職員は議員ではないですから。

○粒谷委員長 暫時休憩します。午後1時から再開します。

12:11分 休憩

13:04分 再開

○粒谷委員長 それでは会議を再開いたします。

なお、大谷森林整備課長、山田県土マネジメント部長、津風呂県土マネジメント部道路政策官は、午後から他の特別委員会に出席されますのでご了承願います。

なお、理事者、質問者につきましては、簡単明瞭によりしくお願いいたします。

○川田委員 午後からもよろしく申し上げます。

午前中の続きになるのですが、先ほど答弁いただけていないので、その続きをよろしく申し上げます。

○中西学校支援課長 コンクリート強度の経過したものの有効性についてでございます。まず先ほども答弁いたしましたけれども、耐震診断の有効性を先にお話ししたいと思います。これは、施設整備交付金に係るハンドブックでございますけれども、この中に、例えば10年前に旧基準に基づいた耐震診断を実施し、判定委員会の判定を受けてる場合、この耐震診断結果は有効なのかという問いに対する答えとしまして、例えば耐震壁を撤去してしまった等、10年前と建物の現況に技術的に大きな変化がなければ、当時の耐震診断結果も有効とハンドブックには記載されています。これを踏まえて、文部科学省の大臣官房文教施設企画・防災部の施設助成課の技術係に問い合わせをしております。その中で、コンクリート強度の有効性について問い合わせたところです。コンクリート強度の調査について、何年前の調査まで活用できるという明確な期限はないということでした。

ただ、10年を経過しているものについて再度調査するかは、自治体で判断してもらいたいということでした。10年を経過しているものについて、特にそういった指示はしていないということでした。これについては文書で示しているのではなくて、運用で対応をしているという回答をいただいているところでございます。以上です。

○川田委員 その担当の方の名前を教えてください。

○中西学校支援課長 技術係の佐々木係長でございます。以上です。

○川田委員 今説明を受けていて、少し違うなと思ったことがあるのですが、交付金を受けるための基準が決められていると、その中にコンクリート強度は書いてないのです。だから、それは想定されていないので、そういったところまでの記述はないというのが当然の解釈になってこようかと思うのです。

もう1点、このI s値が0.32の奈良高校の本校舎、今保護者の皆さんがすごく心配をされています。いつ来るか、このあと数時間後に来るかもしれないし、何年か来ないかもわからない、これは誰もわからない、神のみぞ知るところです。だけれど、それを言っていたら何も決められないので、大地震が来ますという前提のもとで、その対策をとらしようというのが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の趣旨ではないですか。だけれど、今の県教育委員会の判断は、I s値が0.3以上だからいいとか、いけないとか、それは一応どこかで線引きをしないといけないですよ。それは0.7であろうが、1.

0 あったとしても、地震の発生の仕方によって、倒壊する場合もないとは言えないわけでしょう。それはどこかで線を引かないと進められないし、国もこれに対して交付金も与えて、短期間のうちに全国画一的に達成していこうという目標を持っているわけではないですか。そのためにいろいろな基準を決めているわけですよ。あくまでも地方公共団体で決めろといっているけれども、それは耐震促進計画にしても、学校ガイドラインにしても、意思決定をしているのではないですか。何も決まっていないうちでこれからどうしようかという話だったら、今の学校支援課長の説明は通じるかもしれないけれども、教育委員会としては意思決定しているわけですよ。ガイドラインもある中で、奈良高校は、私は現地建てかえだと思っているのですけれど。

だけれど今、目先の緊急的なものをやろうということで、プレハブを建てたらどうだと、7月ぐらいに言ってたと思うのです。だけれど、困難だと言ってやっていた。今回は建ちますということでしょう。何が困難だったのですか。もっと早くやっていたらもっと早く建っているのではないですか。なぜこれだけ意思決定がおくれたのか、なぜできないと断定していたのか、その理由をまずここではっきりと答弁を残していただけますか。

○中西学校支援課長 I s 値が0.32のところの対応について、まず川田委員から仮設を設置して対応できるのではないかとということがございました。それに対しては、その耐震性のないものについて全て対応できるような仮設は、西側の運動場のスペースでは難しいということで、できないとお答えをさせていただいたところでございます。

今回はそのうち、先ほど川田委員からもご指摘ございますけれども、I s 値が0.3未満の緊急性の高いところについて、まず緊急に対応したいということで検討させていただいて、仮設校舎が設置可能であろうということで進めさせていただいているところでございます。以上です。

○川田委員 問題は、この0.32は、10年前の数値でやっているわけでしょう。本来だったら使用停止レベルの校舎ですよ。解体、撤去までいかどうかわからないけれど、補強するのだったら補強したらいいのではないですか、実施設計をやっているのではないですか。執行してくださいよ。補強設計をやったということは、そこで教育委員会は、本校舎を使いますという意思決定をしているわけでしょう。普通は基礎設計をやった翌年度に工事をするのではないですか。最高意思決定機関の定例教育委員会で決めているわけですよ。それをなぜ事務局が勝手に、これはやめとこうとか、それは法律違反ではないのですか。何か緊急な場合があったら別ですよ、地震が来て、補強しようと思っていた建物がなくな

ってしまったと、それは合理的な理由になるでしょうけれど、合理的な理由はないではないですか。だから予算執行して設計をやっているわけですから、この本校舎はすぐにでも補強にかかってくださいよ、あとは工事発注するだけではないですか。その間は仮設を建てていただくなり、何らかの措置はしないとだめですよ。

今の答弁もおかしかったのが、ことし7月時点では言っているわけですよ。対応のおくれが丸出しではないのですか。いかがですか。

○中西学校支援課長 繰り返しになりますけども、今回対応させていただくのは0.3未満のところについて、緊急対応ということで仮設を設置させていただく、そういうことで可能になったということでございます。以上です。

○川田委員 聞いたことに答えていただきたいのですけれど、さっき安全とは言えないとなっていたわけでしょう。設計をやっているということは補強するということでしょう。だからそれをやってくれと言っているのです。このお金は誰かが弁償するのですか。財務会計上の瑕疵になってくるのではないのですか。

明らかにこれはおかしい、私も行政を長いことやっていますけれど、やりもしないものの設計にお金を出すわけないではないですか、それも本設計ですよ。基本設計ぐらいだったら、検討段階でやる場合もあるけれど。意思決定してやると決めているのだから、やるのは当たり前ではないですか。それをやらないというのは緊急的な何かあるのですか。平成22年3月に補強するということは、現地建てかえをするということでしょう。ほかのコンクリート強度が足りない部分の校舎については、現地建てかえをすると意思決定しているわけではないのですか。建てるかどうかは、設計をした時点で決まっているわけではないのですか。北側の校舎はコンクリート強度不足だと、だから補強できないと、それは真つ当な判断です。補強しないということは改築しかないではないのですか。全体的に言うけれど、設計をやっておられるわけですよ。そのときに、教育委員会として意思決定しているわけではないのですか、予算も提案しているのでしょうか。法律に基づいた手法でやっていますよね。だから補強するのは当たり前の話ではないのですか。やってくださいよ。

○粒谷委員長 学校支援課長、実施設計をして執行しなかった理由を明確に調べてほしいのです。

(「それはないです。ない」と呼ぶ者あり)

○中西学校支援課長 平成22年度に実施設計をして、その後実際に補強工事をしていない理由でございます。その辺の理由としては明確に残っているものがございませんが、先

ほども申しあげましたけれど、その当時から北側の校舎については改築しか対応できないということがあって、南側の校舎も一体的に建てかえをしてほしいというような要望があったので。

○粒谷委員長 学校支援課長、当時実施設計をなさったときに、当然執行すべきものでしょうけれども、なぜ執行しなかったかという理由がわかりますか。その当時のことは、わかりますか。

○中西学校支援課長 当時のことはわかりません。

○粒谷委員長 わからないと思うので、これはちょっと後日精査して。

○川田委員 いや、ちょっと待ってください。

○粒谷委員長 わかるのですか。

○川田委員 審議しているところだから、中断しないでください。

○粒谷委員長 中断しているのではない、わかるのか確認をしているわけですよ。

○川田委員 だから言っているのは意思決定しているわけではないですか。全体的に南側も建てかえようと思うのだったら、なぜ実施設計をしたのですか。実施設計をしたということは、補強で対応しようという意思決定をしているわけでしょう。間違いは間違いで素直に認められるではないですか。なぜ教育委員会は、そういったところで意味不明な答弁をされるのですか。南側の建物を建てかえてくれというのは、要望としてはあったかもしれない。だけれど実施設計をやって、教育委員会で意思決定して、予算を組んで設計図まででき上がっているという事実行があるではないですか。

現地建てかえをするのに、実施設計をして、補強をして、ほかのところを建てかえるという論議はわかります。だけれどもう一回南側も潰して、それは財務会計上できないではないですか、地方自治法違反でしょう。そのことを聞いているわけですよ。理由がないのはわかっていてわざと聞いているのですけれど。そこは認めるべきところは認めていかないと、ごまかしでやったらだめですよ。どれだけ今、この問題で世間を騒がしているか。いいかげんに真っ当な答弁、真実の答弁、正直な答弁をしなければならぬのではないのですか。公務員というのは、憲法にも書いていますけれど、一部の奉仕者ではなく、全体の奉仕者として任命されているわけですから、公務員になるときに宣誓もされているでしょう。

だからもう一回聞きます。現地建てかえは意思決定して、もう執行しているのですから。そのほかの方法は何があるのですか。いかがですか。

○中西学校支援課長 先ほどから申し上げているのは、記録に基づいた経緯を申し上げたところでございます。当時の意思決定については余り理解できないと思います。手続上は予算を要求して手続をしたということがございますが、過去に仮に意思決定されたものを、すぐさま実施するかにつきましては、奈良高校の耐震化をどのように図るかというところでございますので、それは規定によって耐震化を終了させたいというところでございます。以上です。

○川田委員 それは絶対法律の解釈を間違っています。予算を組んで設計をして、やっばりやめたということはしないですよ。地方自治法にはどのように書いているのですか。最少の資金で最高の効果を上げろと書いているのではないですか、基本的事項ですよ。そんなことがありだったら、国民の不利益ではないですか。

この間から思っているのですけれど、教育委員会と話しをしていたら行政的な話がかみ合わないところが多いのです。そのようなことは可能なかということも、今度総務警察委員会でも聞きますけれど、合理的な理由がない以外はできないですよ。判例でもいっぱい出ているのではないですか。違うと言うのだったら、その違う理由を、今審議してるわけですから、公の場で合理的な理由の説明を行ったらいいのではないのですか。でない、これでは何のために議会があるのかわからないではないですか。執行までしている事実認定が明確にあるわけだから、ここは争えないはずですよ。当時の県の執行機関として決めているわけでしょう。それを後で、実は違う、あのときに使ったお金はもう放ってもいいということが成り立たないのはご理解されているはずですから。

次、現地建てかえのことを今言っていて、体育館も緊急防災・減災事業債を使っているのですよね。国土交通大臣社会資本整備計画の分ですよ。体育館の設計にしても同じことが言えるのです。これで学校施設事業の中に、交付金申請の分で一部緊急防災・減災事業債を使っているのですよ。これはやめていいのですか。教育長は平成27年度にそういう事情もわからずに、財務会計上の問題もなしにとめているのではないですか。だからできないですよ。これができるのだったら行政はめちゃくちゃになりますから。そのようなことは絶対にあり得ないですよ。いかがですか。

○中西学校支援課長 平成26年度に奈良高校の体育館の設計業務は社会資本整備総合交付金を充当させていただいていると理解しております。緊急防災・減災事業債ではないと思います。ここの部分につきましては、積み立てでやっているものでございますけれども、執行について、実際に工事をしないことにつきましては、特に問題はないと理解しており

ます。

○川田委員 交付金はきのう金額も教えていただいたのですが、約35万円程度ですが、これは国が返さなくていいと言っているのですね。それも担当名を教えてください、誰が言ったか。

○粒谷委員長 わかりますか、今。

○川田委員 わからないのでしたら、また教えてください。

○粒谷委員長 わからなければ、また後で。

○川田委員 35万円はちょっと今保留にしておきましょう。これも設計ができていますよ。平成26年5月13日の資料です。行政文書開示請求で出てきた文書です。ここに書いているのは、執行をどうしようかということで、普通特別棟、普通特別教室棟、この間使用停止された北側の渡り廊下の3つについてはコンクリート強度が足りないため、改築しかないということで、ここで意思決定されているのではないですか。そして管理特別教室棟、南側の本校舎ですよね。それと格技場、屋内運動場、この3つは補強対応が可能だということで、このときに管理特別教室棟が1,332万3,775円、格技場が123万1,968円、屋内運動場が907万3,184円、これが設計費として、予算が記されているわけです。このときに意思決定されて、ヒアリングを得て、予算に組み入れたということは、この3つについては補強するというので、この時点で決めているわけでしょう。そして、格技場だけが実際に工事をしたのです。あと2つはまだなのです。早くやってくださいよ、体育館も危ないから使用停止はいいけれど、このときとめた理由が成り立たないのです。このときだったら補強工事ができていたのでしょうか。このときはこういう判断だった、ああいう判断だったというのは法律の世界では関係ないですよ。ルールが決まっているのですから、ルールブックが地方自治法ではないですか、基本法でしょう。そこが全然真つ当な答弁がないです。ここは問題点を明確にしてあるので、教育長、答弁なされますか。

○吉田教育長 行政法上実施設計をすれば、現地建てかえをするという意思決定をしたと、実施設計をしたから実施をすべきだということまではわからないでもないと思います。体育館や本館の耐震補強の実施設計をすれば、予算を上げていくということもわからないでもないですが、現地建てかえを教育委員会として意思決定したという認識はないです。私も事務局におりましたから、その認識はないです。

○川田委員 完璧に今の答弁で結構です。本来だったら、教育長が前回おっしゃっていた

ように、前回の再編計画から10年たっているのですか。設計としては、本当はそこで全部決定しているはずではないですか。計画的な設計としては、そこでやっていないとだめではないですか。後でもろもろ変えるからおかしくなっているわけでしょう。

当時は決めているわけですよ。補強するということは、1棟だけ使うということですね。ほかは潰して、補強したところだけずっと使うということですね。奈良高校は、定員をすごく減らして、本校舎だけでいける人数しかとらないという論理になってくるではないですか。

○吉田教育長 実施設計をしましたと、しかし補強をするという意味決定はされていないわけです。実施設計と補強するというセットで意思決定をしてるわけではないということです。

○川田委員 当たり前ではないですか。予算を上げるときに、まずそれで意思決定をするわけでしょう。だけれど、実施設計をしたということは、来年度そこでやらないといけなわけでしょう。実施設計が無駄になるではないですか。そのようなことはあり得ないですよ。大体その意識がないことが今回の問題です。そういう意識もわからない。これは税金ですよ、皆さんの血税ですよ、教育委員会として安易にお金を使うのですね。

○吉田教育長 私が体育館の工事をとめさせていただいたのは、実施設計はいたしましたけれども、全体の計画でどのように改築をするのかは、教育委員会で意思決定をしたはずだと、一つの校舎の実施設計をしたという行為でもって、全体の改築の意思決定をしたとおっしゃる。私は、全体の改築も含めて、どのように耐震を完成させるかをしっかり考えて、その意思決定を教育委員会ですべきだと判断したから、こういう結果になっているわけです。

○川田委員 いや、全然話がおかしいです。それは教育委員会で意思決定しているではないですか、そうしたら、この体育館の実施設計をしているのなら、してくださいよ。執行的問題ですよ、お金が出ているのですから。誰が弁償するのですか。

その論理は絶対ないですよ。やらなかったら設計のお金が無駄になるではないですか。その無駄はいいのですね。

○吉田教育長 その無駄とは実際には1億8,000万円だと思います。全体をどうするかが決まっていなのに、体育館の1億8,000万円を補強せよとおっしゃるわけですが、私にはその判断はできなかったということです。

○川田委員 私にはできなかった、意味がわかっていないです。教育長になってから決ま

ってる話じゃないでしょう、体育館設計は、その前に決まってるんだから。そのときに補強しようとしているわけでしょう。意思決定機関としては補強しようとしたから設計をしているわけでしょう。今の論理だったらそれは人がかわったら自由に変えていいということになるのですけれど、それでよろしいのですね。

○吉田教育長 先ほども言いましたように、奈良高校は現地の建てかえが困難であるということで、ずっと来たわけです。現地の建てかえが本当にできるのかどうかという判断を、コンサル会社に委ねたわけです。ですから、現地建てかえの意思決定を教育委員会としてされていないという判断でございます。

○川田委員 堂々めぐりになっているのですけれどね。意思決定している分は、だったら補強すればいいではないですか。今の論理だったら、私が教育長になって、全体的に考えるから今まで決まっていたお金も使って、決めていた設計費も全部ペアにしていいですよということでしょう。そういうことではないですか。

○吉田教育長 そのことと、1億8,000万円をペアにすることと、どちらが大きいのですか。

○川田委員 その話しをしているのではないでしょう、執行上の話しをしているのでしょうか。おかしいではないですか。設計を組んだ時点で補強をすると決めているわけではないのですか。

これを読みますけれどね。体育館のときでも、教育長、重大なところですよ。これ何でっていう理由があるんです、工事理由というのがあるんですよ、工事理由が。これ屋内運動場、体育館のことです。平成26年度の資料です、これ。非構造部材の耐震対策を行うことにより、生徒、教職員の生命の安全確保を行うと、行政文書にはこう書いてあるわけです。ということは、これを中止することは、生徒、教職員の生命、安全の確保を行わないということでしょう。これで起案書も全部上がっている、整備計画書も全部耐震改修に上がっているのですよ。その理論は絶対におかしい。答弁残してください、幾らでも。

○吉田教育長 体育館を補強設計するという説明をいただいたと思うのですけれども、北館や本館をどのようにするのか、改築も含めて、そこが教育委員会としての意思決定がされてないという認識で私は判断をしてるわけですから、こちらのほうが大事だと思うのです。

○川田委員 前の教育委員会がやった意思決定は間違っていたということ、そこで認められているということでしょう。では弁償しないといけないのではないですか。当時の判

断が間違っていましたと認めたということでしょう。大事なところですよ。事実認定ですから。

○吉田教育長 当時の判断は、奈良高校全体の本館も含めた耐震化をどのように完成させるのかという意思決定はなされていないと何度も申し上げているとおりでございます。

○川田委員 だから、本館の分を除いて、決めていた分だけやってくれという話ですよ。そういうことでしょうか。全体だと言うけれど、その当時も全体のことを考えているから設計しているわけではないですか。違うのですか。なぜ予算を上げたのですか。全体を考えるのなら全体を考えてから設計を上げればいいのと違うのですか。その事実はあるのですよ。絶対に争えないではないですか。

無理だったら弁償されるということですね。

○吉田教育長 無理だとわかってから判断させていただきます。

○川田委員 いや、今の論理が間違っていたら弁償されるということですね。

○吉田教育長 それはそのときに判断させていただきます。

○川田委員 平成27年12月の頭ぐらいに、工事を中止されていますよね。その後に3カ月ぐらいたってから、長大のコンサルの資料が出てきているのでしょうか。たった3カ月で、その確認がとれとるわけではないですか。

これはこれでまた法的にやります。次に行きます。旧城内高校に今度移されるということで、旧城内高校の土地は借地ですよ。その借地の契約者は、行政としては誰か。

○中西学校支援課長 財産権のことです。知事の名で借りているということです。

○川田委員 契約は知事ですね。平成16年に旧城内高校が閉鎖されているのです。その後、平成29年度までは郡山高校が使っておられたと。この問題がなければ、今年度設計して来年度に取り壊し等々、解体及び撤去をすると、その契約をやめるという公表だったと思うのですけれど、それでよろしいですか。

○中西学校支援課長 旧城内高校の学舎でございますけれども、平成16年4月に郡山高校と城内高校が統合されました。平成30年3月末まで、この郡山高校の城内学舎として利用をしてきたところでございます。建物除却、解体した上でお返しするということですので、今年度はその除却の設計をさせていただいているところでございます。来年度その除却の工事をさせていただいて、来年度末にはお返しする予定でございます。

○川田委員 そうしたら、これまた計画よりも1年延びたということでしょう。1年間の

借地料は幾らですか。

○中西学校支援課長 約2,849万円でございます。

○川田委員 この分がまた1年多目に払わなければいけない金額ですよ。これもおかしいではないですか。県教育委員会のずさんさによって、県民の不利益ではないですか。

何カ月か前の答弁だと、やらない、大丈夫だ、部分的に補強したらいいと、他人事みたいなことを言ってましたけれど、知事から要請が出て、やるとなった。もともと県教育委員会がきちんとやっていたら、このようなお金は発生していないではないですか。それはどうお考えですか。

○中西学校支援課長 城内学舎を使うというのは、緊急的な対応でございまして、それに必要な経費と考えております。

○川田委員 使うのはいいけれども、本来要らなかったお金が出ていくということでしょう。もともときちんと補強していたら要らなかったわけではないですか。子どもたちの安全も早く守っていたし。今みたいにこんな怖い中で勉強しなければならない環境にもなっていないわけでしょう。問題だと思いますよ。

もう1点、少し視点を変えて聞きますけれど、平成30年3月までは郡山高校の生徒が使っておられた。それでいいのですね。

○中西学校支援課長 実際には学校の授業の関係でございますので、3月に物を移動したりして、3月中には撤退したということです。

○川田委員 3月中ということでもいいのですね。

この間も定例会を見に行つて、あれって思ったのです。発言する機会がないから、注意することすらできなかったのですけれど。これはおかしいではないですか。3月時点で学校に供する財産ではなくなったのでしょうか。もう使わないと、今答弁ありましたね。ということは、これは普通財産になっているわけではないですか。なぜ教育委員会で、これを使うとか使わないとか、決定しているのですか。これは越権行為ではないのですか。普通財産は知事の管理でしょう。

○中西学校支援課長 この学舎につきましては、現在も教育財産として、教育委員会が管理しています。

○川田委員 いや、それはできないのです。学校の用に供するものでなくなった時点で、直ちに事務の管理を渡さなければいけないと、法律で規定されているのです。これは、遅滞なくではなく、直ちになのです。完全に普通財産。私も確認してきたのですけれど、学

校のものとして今は使っていないではないですか。事務分掌上もそうなっているのではないですか。委任は受けているのかどうか、それをおっしゃっていただけますか。

○中西学校支援課長 学舎は使わなくなったわけでございますけれども、グラウンド等はまだ郡山高校が使っている状況でございますので、教育財産として一体的に管理しているところでございます。

○川田委員 学舎はだから使っていないのでしょうか。私も調査したけれど、グラウンドは学校が勝手に使っておられるのでしょうか。今、郡山高校でなくなっていると言っていたのではないですか。使用許可も全部要るではないですか。知事に上げないといけないのではないですか。

大事なところですよ。前から結構もうあやふやなところがいっぱいありましたから、教育財産というのは、地方自治法の中で管理も決まっているし、奈良県教育財産管理規則というのものもあるではないですか。学校として使わなくなったのだから、学校の用に供するものではないのですよ。教育委員会管理にしてあるのもあるけれど、そういったものは委任されているはずではないですか。

前も社会教育センターの問題がありましたね。あれは普通財産なのに教育委員会が何の手続もせずに勝手に管理していたという問題がありましたね。あのときに、総務警察委員会で石井総務部次長に、法律もある中でそれはおかしいのではないのというお尋ねをしたときに、今後きちんと文書でやりとり等をしていきたいと思えますと答弁されています。だからその委任の文書はあるのですかということを知っているのです。

○中西学校支援課長 その手続を踏んでいる文書はございません。

○川田委員 ないのですか。

どちらにしても、今回は学校として供している施設ではなくなっているから、これは普通財産です。教育長、普通財産を勝手に使っていいと決められる権限はないのですよ。だから、今回の条例もおかしいではないですか。普通財産を許可もなく勝手に決めて、勝手に使うということですね。まして、私がなぜ聞きたかったかという、あそこにはI s 値が0.34の校舎がありますよね。0.34のところは何クラスあるのですか。

○吉田教育長 条例の件ですけれども、あそこは大和郡山市でございますので、条例上は大和郡山市になっているけれども、管理運営規則で城内学舎と郡山学舎を規定しているということを、もう一度確認させていただいてお答えをさせていただきたいということです。

○川田委員 いや、違うのです。あれはもう使っていないから、法律上の解釈で言ってい

るのです。管理規則の問題ではないです。地方自治法に明記されているのです。

知らないのですか。地方自治法第238条の2第3項に「普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。」と、だから廃止したらその時点の次の日からでもそれやりなさいと、ただ、地方自治法で全く教育委員会が管理したらいけないという決まりではなくて、する場合はそれを委任しなさいとなっているわけです。だけれど、今委任の書類がないとおっしゃっていたでしょう。

**○吉田教育長** 今申し上げたのは、管理運営規則の中に城内学舎と郡山学舎の管理を教育委員会から外してあるかどうかを確認させてくださいと、外していなければ教育委員会の管理として、現郡山高校に部活動で活用していただくことは可能であるという判断をしているわけです。

**○川田委員** それだったら違法なのですよ。直ちに戻さないといけないのです。ただ忘れていて、置いていたから教育委員会の管理だと言っているように聞こえるではないですか。そんな理屈はないのです。

**○吉田教育長** 確認をさせていただきますと言っているわけです。城内学舎を使わないようになって、管理運営規則からなくなっておれば、普通財産として直ちにと思っているのですけれども。

**○川田委員** 解釈が違うのです。学校として使うのは3月でやめられているのです。この法律からいったら、財産の用途廃止をしたときではないですか、学校で使わないということで普通財産になっているから、直ちにですよ、これ、速やかじゃないです。直ちに知事に引き継がなければならないと法律に書いてあるわけですよ。その法律の解釈を聞いているのに、それを管理規則の台帳でまだ載っているからいいとか、そういう話しをしているのではないのですよ。もうむちゃくちゃですよ、もういいです、別の委員会で確認します。

I s 値が0.34のところは何クラスか使っているわけでしょう。クラス数だけ教えてください。

**○中西学校支援課長** 奈良高校の一部の学年が移動して使う予定ですが、I s 値が0.34のところがございます。管理特別教室棟でございますけれども、普通教室が6室、特別教室が3室、図書室、講義室を合わせて11の部屋がございます。この0.34ですけれ

ども、この建物の最少 I s 値でございます。ゾーンで見ますと、北側 0.34、南側 0.58 という状況でございます。

○川田委員 11 施設ですよ。これを普通財産で貸すのだったら知事の許可が要るではないですか。法務文書課は、今回この件を担当していただいているのですけれど、知事は、I s 値が 0.34 で使っていいとおっしゃっているのですか。

○浅見法務文書課長 0.7 未満の建物の使用を含めて、全体として安全をどのように確保していくのかということについては、教育財産の管理について権限を有する教育委員会に説明責任があると認識をしています。今回の報告内容が、安全確保の検討が十分に行われた上で実現可能な最善策かどうかについては、教育委員会において十分に説明責任を果たしていただきたいと考えてございます。

○川田委員 違うのです、聞いているのは、普通財産だからそちらに聞いているわけです。教育財産だったら教育長もしくは学校支援課長に聞きます。これは、普通財産ですよ。

○浅見法務文書課長 普通財産か教育財産かというところは、管財課の所管になりますので、私のほうではお答えしづらいところでございますが、地方自治法第 238 条の 2 の管理に属する行政財産の用途を廃止したときという解釈が、城内高校として使わなくなったことをもって直ちに用途の廃止になるかどうかは、改めて確認が必要と考えているところでございます。

○川田委員 それが用途の廃止になるらしいのです。文献も全部出てあるのですよ。インターネットで探していただいたら出てきます。これは法律上では直ちにと、完全に即時性を持たされてるので普通財産になっているわけです。ずさんな管理が今までもありましたから、前に決算審査特別委員会でその点をご指摘させていただいて、それは全部文書上でやるということでご回答もいただいているわけです。文書上ではっきりしなかったら責任の所在がどこかわからないではないですか。

今回教育委員会に出された要請の内容がありますよね。この内容については、まだこれから検査されるのですよね。

○浅見法務文書課長 まず今回の報告の中で耐震化の前倒しなどのほかに、特に地震の震度、衝撃に対し崩壊、倒壊の危険性が高いとされる I s 値が 0.3 未満の建物について、耐震化が完了されるまでの間の安全確保措置として、仮校舎の設置等を実施するという報告でございました。この危険性の高い建物については、緊急的な対応が必要ということで、知事部局としては教育委員会の要求に基づいて、今議会に必要な補正予算を提出

している状況でございます。あわせてI s 値0.3未満の建物に限らず、全体として安全をどのように確保していくのかということについては、教育委員会の説明責任があると考えてございますので、教育委員会において安全確保の検討が十分に行われて、実現可能な最善策がとられているのかどうか、十分に説明責任を果たしていただきたいと考えているところでございます。

**○川田委員** 先ほどから説明を聞いているけれど、真っ当な説明がないのですよ。決定していった根拠を聞いていたら、説明できるかどうかわかるではないですか。逆の立場になったら説明できないです。これで押し通すということは、保護者に失礼ではないですか。だからないのだったら、根拠はないと、だけれど緊急だからこれを今先にやらせてもらっているのですと、後の分については早急にしますというのであればまだわかりますけど。だけれど、それはいいのだというのは絶対に通らないです。

要は、対策は大地震を前提としてやっているのですよ。震度6が来るか、震度5が来るか、震度7が来るかはわかりません。だけれど来たという前提で対策しましょうとやっているわけです。根本的にガイドラインからいけば悪い数値のものからやっ払いこうと、これは国土交通省の基準でも、文部科学省の基準でも明確にうたっているわけです。耐震の補助金も使っているわけでしょう。けれど、やっている内容は基準と違うことをやっているわけで、そこから完全におかしくなっているわけです。普通ガイドラインどおり、数値の悪いほうからやっ払いければ、数値の高いものだけが今残る。今仮に地震が来たとしても被害を受ける確率は低いわけでしょう。だけれど、悪いところだけを残してしまったから、今地震が来たら物すごく大きな被害を受ける。耐震計画の意味がないのです。数字だけで100%だ、90%だと言っても、中身が違うではないですか。だからその点についても、知事の見解をとってください。本当にI s 値が0.34のところを使うのかということ。教育委員会の財産だったら、教育委員会が説明するのは当たり前ですけど、これは普通財産です。知事と違うから答弁できないと思いますけれど、知事部局としてその見解を示してください

**○浅見法務文書課長** 26日の知事の定例会見におきましても、要旨でございますけれども、I s 値が0.3以上についても安全ということではない、ソフト的にどういう安全確保をしていくのかも含めて、教育委員会で知恵を出すようにという趣旨の会見があったと承知してございます。引き続き教育委員会にしっかりと説明を求めてまいりたいと思っております。

○川田委員 違うのです。普通財産だから聞いていると言っているのではないですか。教育財産だったら今の答弁でいいのですよ。普通財産だから、教育委員会に聞けないわけですよ。

○浅見法務文書課長 申しわけございません。平成30年7月以降、この旧城内高校の土地が教育財産なのか、普通財産なのか、その取り扱いは管財課の所管でございますので、ちょっと私のほうでは今わからない状況でございます。

○川田委員 これは普通財産です。逐条解説を読んでもそうですよ。普通財産としたら、答えるのであれば管財課ですか。今おっしゃったように、安全とは言っていないと。だからどうするのかという話だから、ここはやめておくとか、いろいろ出てくるではないですか。ここは万全の体制でやっていただかないと、保護者の皆さんにもご心配ばかりかける。大体高校に入学して、あちらへ行けとかこちらへ行けとか、そのようなこと自体ないですよ。普通だったら子どもを預かったらだめですよ。その辺の原点に立って真剣に考えていただきたいですね。また総務警察委員会でも聞くチャンスがあるから、そこまでに整理しておいてください。

これは条例上も問題ではないですか。予算措置の中で旧城内高校の土地代が入っていないではないですか。債務負担行為を組まないといけませんでしょう。債務がわかった時点で債務負担行為を組むのは原則ではないですか。補正予算の内容を聞いていたら、その分が入っていないではないですか。条例改正によって必要経費が発生するわけでしょう。予算上の担保がなければ条例は出してはいけません。知らないですか。

○中西学校支援課長 土地の賃貸借契約でございますけれど、これも1年ごとに更新をしている状況でございます。翌年度分については当初予算で要求をさせていただいているということで債務負担行為は組んでいません。以上です。

○川田委員 ここを使うことになったらお金も要るわけでしょう。この14億円の中に入っているのですか。

○中西学校支援課長 この14億円の中に、再来年の分までは入っておりません。来年度の賃料につきましては来年度の当初予算、そして再来年度の賃料につきましては、再来年度の当初予算として要求をさせていただきたいと考えています。

○川田委員 いや、運営経費も要るでしょう。いっぱいお金が要るではないですか、それも入っているのですか。

○中西学校支援課長 それは旧城内高校への移転費用として1,000万円を計上させて

いただきますけれども、その中で対応させていただくということで組んでいます。

**○川田委員** その中でいけるわけですね。あとはI s値が0.34の問題だけですね。そこを使っていいのか、だめなのか。一般質問で聞かないと仕方がないのでですけど、根拠を言えるようにしておいてくださいね。0.34だったらいいけれども、0.3以下だったらだめという根拠を明確に責任を持って答えてください。子どもの命がかかっていることですから、それはしっかりしてもらわないといけないです。それだけ、お願いしておきます。

全体的な話に入っていきます。今お配りいただきました資料がありますね。この中で、郡山高校の特別教室棟、棟番号が16番、I s値が0.32ですけど、コンクリート強度が10なのです。13.5を下回っている、解体及び撤去しなければいけない、即時使用停止しないといけない水準です。仮校舎を建てたり、改築しますとなっているのですが、まだまだ先ですよ。平成34年ぐらいにならないとだめなのですね。これはおかしいではないですか、整合性がとれないではないですか。その説明いただけますか。

**○中西学校支援課長** 郡山高校の特別教室棟でございますけれども、コンクリート強度は確かに10.0ということでございます。ただ、I s値については、0.32ということで、そのまま継続して使用をしている状況でございます。このコンクリート強度につきましては、10.0ということで出ておりますけれども、これは耐震補強ができるかどうかの判断に使わせていただいております。将来耐震補強はせずに改築で対応をさせていただきたいと考えてございます。

**○川田委員** 違うのです。逆算したら、大体13.5で計画供用期間がゼロになるわけでしょう。だから、それ以上いったらマイナスになって、奈良高校みたいにマイナス30年とか出ていたではないですか。びっくりするような数字ですよ。ハンマーを持ってきて、たたいたら割れると専門家はいつてますから。中に鉄筋というけれども、さびてぼろぼろでしょう。前にコンクリートコアの色を見て、真っ赤っかになっていたから、あれはさびですよ。コンクリート強度は、使用期間をある程度見ていく判断に使われているのです。だからこれも使用停止しないといけないレベルではないですか。

まとめて言ってほしいのですが、奈良高校の0.32、郡山高校は0.32ですけど、コンクリート強度が10.0と、山辺高校、棟番号が5番、これがI s値は0.42、コンクリート強度が11.9、これも13.5を下回っています。計画供用期間を過ぎているということです。それもこれは平成20年から平成22年ぐらいに調査していて、

もっと古いのは平成13年ぐらいの検査も入っていると思うのです。磯城野高校、棟番号5番、これがI s値0.35ですよ。これがコンクリート強度、驚くことに8.9です。史上最低に悪いですね。大宇陀高校、棟番号が3番、平成19年の数値でこれがI s値0.30、コンクリート強度が9.8、王寺工業高校、棟番号が2番、これはI s値0.54、コンクリート強度が10.7、王寺工業の屋内運動場、これがI s値が0.58だけれども、コンクリート強度が9.7、高田高校、棟番号が20-1と20-2番、これがI s値0.37、コンクリート強度は22でここは高いです。コンクリート強度とあわせて見ないと、I s値だけで判断できないです。コンクリート強度が13.5割れたら計算すらなくていいとなっているわけでしょう。ということは、コンクリート強度が13.5以下の今申し上げた校舎は、I s値の計算をしなくていいレベルではないですか。基準書にも書いてあるではないですか、これはどうされるのですか。わざと今申し上げた分だけ抽出してきたのですけれど、この県教育委員会が出された今の計画の中から抽出してきたのですが、何もしないとやっているのですよ。改築ができるまでは、仮校舎もないし、あと何年間かこのまま使いますということでしょう。ほかとの整合性がとれないから、どうなのですかと聞いているわけです。いかがですか。

**○中西学校支援課長** この緊急対応をさせていただくのは、先ほども言いましたように、I s値が0.3未満の部分でございます。0.3以上あるところについては、今後耐震補強、改築で対応するというところでございます。以上です。

**○川田委員** 今回要請されて、やっているの、一緒に出さないとだめではないですか。できないというのだったら、なぜ大丈夫なのか理由を言ってください。0.3だから、それは自分たちの判断基準で言っているだけの話ではないですか。この間、テレビでも見たのですけれど、奈良高校のお父さんが、毎日自分の子どもさんが出ていくとき、親の立場としてどのような思いがおっしゃっていたではないですか。私の子どもも去年までは高校生だったのです。子どもを預かっているのだから、そのようないいかげんな答弁しかなくて、後ろにいる傍聴者の皆さんも、何の説明をしているのだろうという感じではないですか。そこは逃げずにしっかり説明してください。最後まで対策をしっかりしないとだめではないですか。知事も財政課も絶対に予算をつけないと言っているのと違うではないですか。

法務文書課も、そこをきちんとチェックを入れてくれないとだめではないですか。実施について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずるべきことを求めることで

るわけです。それを教育委員会が、教育委員会がと言っている、法律どおりにやってください。解釈はいろいろあると思いますけれど、適正でないと思ったら建築技師の方とか専門家がいっぱいいるではないですか。そこはきちんとやってくださいよ、それこそ総合調整権を持った一体管理というものではないですか。裁判判例ではそう書いていますよね。それはいかがですか。

○浅見法務文書課長 今般の要請の内容でございますけれども、安全性の再確認とあわせてさらなる安全確保のための措置も要請しています。そういう意味では、地方自治法第238条の2の趣旨を踏まえ、必要な措置も含めて報告するように要請をしていると考えてございます。そういった意味では、今回のこの報告内容が必要な措置として、内容が十分かどうか、引き続き十分な説明を求めてまいりたいと思っております。

○川田委員 要するに、知事部局には、建築技師とかいろいろ専門家がおられるから、そこは徹底してチェックを入れてください。これここまで放置してきたという事実があるわけです。法解釈もおかしいと思うのがいっぱいあるから、そこは行政能力が求められます。そこはお願いしておきたいなと思います。そうしたら、全体的な話はこれで総括して検査していただくということでお願いします。

○中西学校支援課長 先ほど川田委員からご質問のありました奈良高校の体育館のところで、社会資本整備総合交付金が充当されている、これは問題ないのかというところでございます。国土交通省に確認させていただいたところでは、設計と工事は切り離してるので問題はないという回答をいただいております。以上です。

○川田委員 それは交付金の話でしょう。

○中西学校支援課長 はい。

○川田委員 だから財務会計上で無駄なものを支出したという話とは別なのです。それはもうわかりました。

病院の話です。たまたまこれだけ教育委員会のずさんな耐震性の管理が問題になっていたので、病院もけがをした方とか、いわゆる弱者の方がよく使われる、まして避難所指定されている施設ですよ。だからあわせて聞かせていただいたのですが、今、奈良県では独立行政法人になっていますけれど、西和医療センターと県立医科大学附属病院の建物のI s値教えてください。

○西野病院マネジメント課長 まず西和医療センターのI s値でございます。本館の北病棟と南病棟がございますけれども、北病棟につきましては、昭和62年度に建設されてお

りました。新耐震基準で整備されておりますので耐震診断は行っておりません。本館の南病棟につきましては、I s 値が0.29でございます。県立医科大学附属病院ですけれども、B病棟は平成9年、C病棟は平成15年、D病棟平成18年、E病棟平成28年と、それぞれ新耐震基準で整備されておりますので耐震診断は行っておりません。A病棟はI s 値0.56、病院旧館につきましてはI s 値0.16でございます。以上でございます。

○川田委員 管理棟は0.237で、医局棟は0.14ですよね、間違いはないですか。

○西野病院マネジメント課長 管理棟につきましてはI s 値0.23、医局棟については0.18でございます。以上でございます。

○川田委員 めちゃくちゃ悪いではないですか。地震とか災害が起こったときに、人がみんなここに集まるわけでしょう。その施設でこの数字のままなぜ放置されているのですか。

○西野病院マネジメント課長 西和医療センターにつきましては、平成21年度に耐震診断をしておりましたけれども、その際耐震化につきましては試算をしております。試算の結果、多額の財源が必要であることが判明いたしました。また各病室を補強するとともに、診察室やボイラー室などでは、補強によりましてスペースの都合などで機能が損なわれたりして、非常に大きく制限がかかることとか、工事施工によりまして長期にわたって病院機能が停止することが想定されるなど、さまざまな課題が明るみになりました。こうしたことから、前回の9月定例県議会で知事が答弁しましたとおり、こうした施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、西和地域の今後の医療需要を見通しながら、また地域の医療機関との機能分担と合わせまして、現地建てかえ、あるいは移転など丁寧に検討を進めているところです。

県立医科大学附属病院につきましては、入院患者あるいは外来患者が多数おられることから、順次整備を進めております。B病棟、C病棟、D病棟、E病棟につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、施設の整備を行っております。A病棟、あるいは病院旧館等につきましては、24時間の365日、病院の機能を維持しながら補強工事を実施することが難しいことから、病室の大半と全ての手術室を平成28年10月に完成いたしましたE病棟に機能移転を既にしております。外来機能につきましては、現在進めております医大の新キャンパス移転整備の完成後にA病棟が整備される予定でございます。時期につきましては未定でありますため、移転までの間、外来部門、医局につきまして使用される予定ということになってございます。以上でございます。

○川田委員 建築安全推進課に聞きたいのですけれども、病院、学校の場合は指導しなくて

いいとかはありますか。法律の解釈だけ教えていただきたいのですが、今の答弁だったら、病院だから今まで何もしなかったわけですよ。病院だから特別扱いがあるとかはないですよ。

○松本建築安全推進課長 病院で3階以上、かつ1,000平方メートル以上のものは、特定既存耐震不適格建築物に該当します。その場合は法律上は耐震診断であるとか、耐震の取り組みが不十分な場合において、指導や助言ができることにはなっております。

○川田委員 聞いているのは病院だから特別扱いされることはないかということです。

○松本建築安全推進課長 川田委員のおっしゃるとおりでございます。

○川田委員 もう一回、病院マネジメント課に戻りますけれど、これは解体及び撤去しなければいけない水準ではないですか。コンクリート強度の数字が出ていないですけど、各施設のコンクリート強度はわかりませんか。もしわかるのだったら、一般質問までに資料をいただきたいのです。I s 値が0.16とか、0.3を回っているのがこれだけあるわけですから、これは大変な問題だと思いますよ。そして、人がたくさんいらっしゃるわけですよ。

インターネットでも、県立医科大学附属病院の数値は出ていないですけど、西和医療センターは、ホームページで数値も公表されているではないですか。ということは、公表されているのに何もやってない、独立行政法人だから関係ないということですか。独立行政法人はみんなお金がないのですから、やるのだったら県支出になってくるのではないのですか。県民の安全のためにお金をかけないといけない部分ではないですか、義務的なものでしょう。耐震診断をやっているということは、コンクリート強度も全部出ているはずですから、資料を全部出してください。

○粒谷委員長 今答えられますか。それとも後日資料を出しますか。

○西野病院マネジメント課長 西和医療センターは、県立病院機構の一つの病院でございます。県立医科大学附属病院につきましても、別個の地方独立行政法人でございます。そうした詳細な書類につきましては、そちらの法人で所管しておりますので、確認をさせていただきます。

○粒谷委員長 それでは後日、できるだけ早い時期にお出してください。

○川田委員 至急お願いいたします。

これは全般的な話ですけど、今たまたま医療を聞いていますけれど、探し出したらもっといっぱい出てくると違のかなという感じも受け取るのです。今回たまたま教育委員

会のこういう問題が表になっていますけれど、基金1,650億円まで積んでいるのでしよう。本来使わないといけないお金を、ずっと貯金しているのです。これはまた総務警察委員会で議論させていただきますけれど、本来要るものにお金を使ってもらわないと。やることをやってくださいよ、条例を上げてやっているのですから。そこだけお願い申し上げて、きょうの審議は終わります。

○粒谷委員長 それでは、これで質問を終わります。理事者の方はご退室願います。ご苦労さまでございました。委員の方は、お残り願います。

それでは、本日の委員会を受けまして、委員間討議を行いたいと思います。委員間討議も、インターネット中継を行っておりますので、マイクを使って発言願います。

まず、平成31年2月定例会において、調査を終了し、その成果を報告するわけですが、調査報告書の骨子案を、事前に各委員にお送りしております。骨子案の構成や、成果のとりまとめとなる提言等についてご意見等をいただきたいと思いますので、よろしく願います。

あわせて、各委員におかれまして、防災力の向上及び県土の強靱化に対する思いやお考えがありましたら、この機会にご発言をお願いいたします。

○川田委員 これは前に締め切った段階の話であって、今のこのような対応をしっかりとなさいというのは。

○粒谷委員長 ありませんね。

○川田委員 書けないと。

○猪奥副委員長 書けますよ。これはあくまで骨子案ですから。

○川田委員 委員長のご配慮で教育委員会を呼んでもらって、進んだ話ですから、ぜひとも入れていただきたいなど。

○粒谷委員長 わかりました。そしたら、そういう意見を踏まえまして、調査報告書の案を作成します。

○川田委員 ありがとうございます。

○猪奥副委員長 県有施設の安全対策ということで書いてありますよ。

○川田委員 もっと具体的にね。

○粒谷委員長 わかりました。それでは、作成した調査報告書は事前に委員の皆さん方にお諮りしますので、2月定例会で最終の協議をお願いしたいと思います。

それでは、これで委員間討議を終わります。本日の委員会を終わります。ありがとう

ございました。